

○宝塚市道路反射鏡設置基準

宝塚市 道路管理課

(趣旨)

第1条 この基準は、宝塚市域の市道路線の交差点等における交通の安全を図るため、市が設置する道路反射鏡の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の基準)

第2条 道路反射鏡は、市道路線上における通行上の見通しが悪いため、次に定める通行車両等の安全な運行の妨げとなる交差点又はカーブ地点に設置するものとする。

- (1) 交差点部において、道路の端から2m後退した道路の中心線上、1.4m(目線)の高さにおいて、道路の中心線に左右それぞれ約60°以上の範囲が障害物等(塀、外壁、家屋、その他)により確認出来ない交差点等。(別図1参考)
- (2) カーブ地点において、見通し距離が約40m以上確保できないカーブ。(別図2参考)

(設置の場所)

第3条 道路反射鏡は、次に掲げる場所に設置する。

- (1) 市道路線上。
- (2) 市道路線に隣接する市有地。
- (3) 国道、県道。

(設置の要望)

第4条 道路反射鏡を必要とする場合、道路反射鏡設置要望書(別記様式1又は2)により、設置箇所ごとに要望することができる。要望は、関係自治会長名で要望することを原則とする。自治会等に参加されていない要望者は、道路反射鏡を設置したい箇所に隣接する家屋の5戸以上の署名を必要とする。市は、要望書の提出があった場合は、現地調査をし、道路反射鏡の設置が必要と認められる場合に設置するものとする。

(共通事項)

- (1) 道路反射鏡を設置する箇所の隣接者の同意を得ること。
- (2) 不特定多数の人が利用すること。

(要望書の回答)

第5条 市は、現地調査を行い自治会又は要望者に対し道路反射鏡の要否にかかわらず結果を回答すること。

(設置及び維持管理に要する費用)

第6条 道路反射鏡の設置及び維持管理に要する費用は市が負担する。ただし、第三者が故意又は過失により道路反射鏡を破損し修理等の必要が生じたときは、市は、その者に原状に回復させることができる。

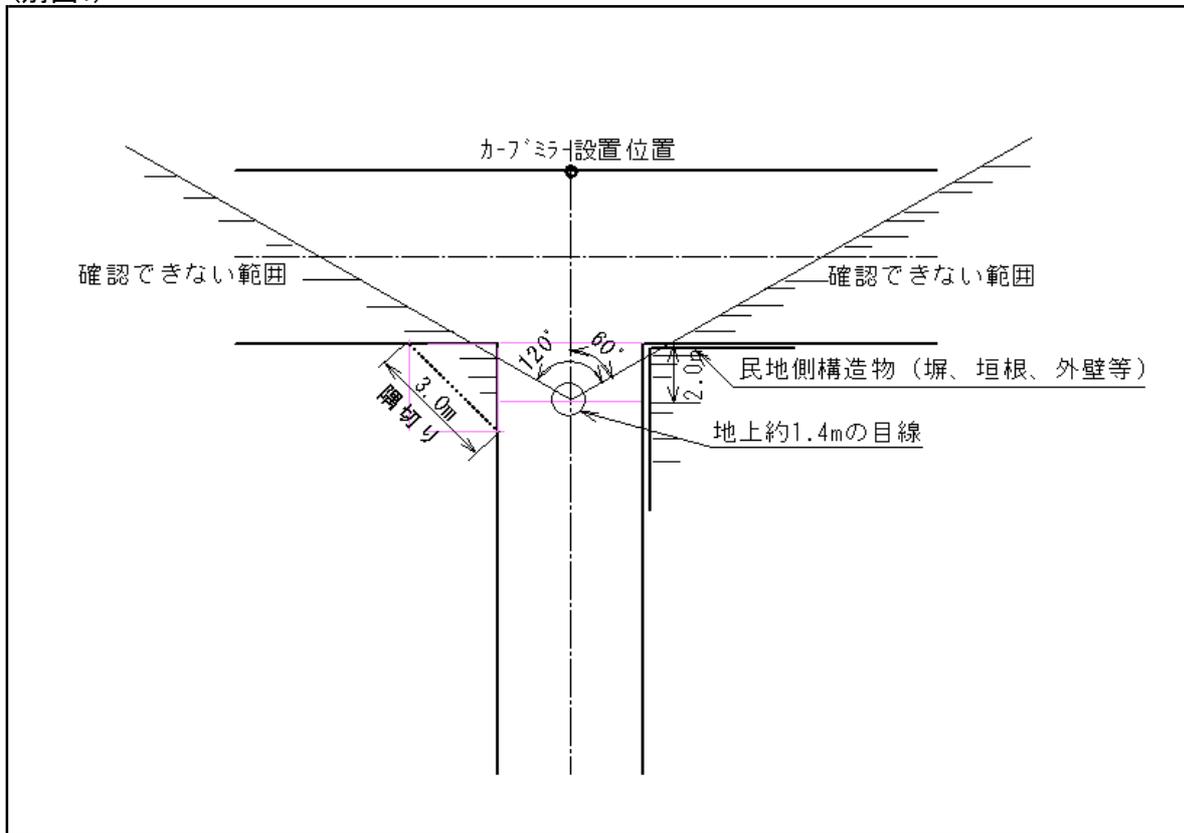
(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項が生じた時は、別途協議することとする。

(施行期日)

第8条 この基準は、平成22年10月1日から施行する。

(別図1)



(別図2)

